

◎学校教育法の一部を改正する法律

(令和六年六月一四日法律第五〇号)

一、提案理由 (令和六年四月一七日・衆議院文部科学委員会)

○盛山国務大臣 この度、政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出しています。人生百年時代やデジタル社会の進展の中で、リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まる中で、専修学校に求められる役割はより一層大きくなっています。

この法律案は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとするとともに、専門課程の入学資格の見直し、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務づけ等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、大学等との制度的整合性を高めるための措置として、専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定に改めることとしております。これを踏まえ、専門課程の在籍者の呼称を生徒から学生に改めることとしております。また、専修学校となるための学習時間の基準を、単位数により定めることができるようにしております。

第二に、専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置として、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校に専攻科を置くことができるとし、より深く学ぶ機会を提供することを可能としております。また、当該要件を満たす専門課程の修了者は、専門士と称することができることとしております。

第三に、教育の質の保証を図るための措置として、現在小学校等と同じ項目で行っている自己点検評価について、大学と同等の項目とすることとしております。また、外部の識見を有する者による評価を受けることを努力義務としております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告 (令和六年四月二五日)

○田野瀬太道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、専修学校における教育の充実を図るために必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、大学等との制度的整合性を高めるための措置として、専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定に改めること、

第二に、専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置とし

て、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校に専攻科を置くことができることとする
ること、

第三に、教育の質の保証を図るための措置として、大学と同等の項目での自己点検評価を義務づけること
などであります。

本案は、去る四月十六日本委員会に付託され、翌十七日、盛山文部科学大臣から趣旨
の説明を聴取し、質疑に入りました。十九日に質疑を終局し、採決を行った結果、本案
は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和六年四月一九日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべき
である。

- 一 我が国の高等教育段階においては、大学・短期大学、高等専門学校及び専門学校な
ど多様な機関が併存していることから、各機関の位置付けや果たすべき役割等、高等
教育機関の全体像について整理するとともに、急速な少子化による十八歳人口の減少
等も踏まえ、高等教育機関の将来像について国として検討すること。
- 二 大学等と専門学校との制度的整合性を明確化するに当たり、教育の質の更なる向上
及び質を保証するための措置の一層の強化を図ること。
- 三 専門学校における単位制への移行の更なる促進及び高等教育機関間における単位互
換制を推進すること。
- 四 リカレント教育・リスキリングを含む職業教育の重要性が高まっていること等を踏
まえ、高等教育段階における職業教育機関である専門学校について一層の振興を図る
とともに、社会人等が専門学校をより活用しやすくなるよう、環境を整備すること。
- 五 労働生産性及び国際競争力の向上が我が国の国力の礎となることを鑑み、これに資
するリカレント教育等にかかる経済的負担を軽減する措置を検討すること。
- 六 成長が見込まれる分野や人材不足が深刻な分野における専門人材の育成・確保を促
進するため、専修学校における教育カリキュラムの充実や専門性のある教員の配置等
に努めるとともに、産業界と連携した取組を一層進めること。
- 七 今般法定化される「専門士」の称号に加え、「短期大学士」・「準学士」等の一定
の学修成果を示す学位・称号について、国内及び国際的な通用性と評価を向上させる
ため、周知・広報等適切な施策に努めること。
- 八 専門学校の国際化を進め、外国人留学生の戦略的な受入れのための体制整備を進め
ること。

三、参議院文教科学委員長報告（令和六年六月七日）

○高橋克法君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会におけ

る審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとするとともに、専門課程の入学資格の厳格化、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、職業教育の重要性、専攻科の具体的制度設計、専修学校在籍者に対する経済的支援の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和六年六月六日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、我が国の高等教育段階においては、大学・短期大学、高等専門学校及び専門学校など多様な機関が併存していることから、各機関の位置付けや果たすべき役割等、高等教育機関の全体像について整理するとともに、急速な少子化による十八歳人口の減少等も踏まえ、高等教育機関の将来像について国として検討すること。
- 二、大学等と専門学校との制度的整合性を明確化するに当たり、教育の質の更なる向上及び質を保証するための措置の一層の強化を図ること。
- 三、専門学校における単位制への移行を更に促進するとともに、高等教育機関間における単位互換制度を推進すること。
- 四、専攻科の入学資格の詳細を定めるに当たっては、多様な背景・キャリアを持つ者の進学の機会が確保されるよう配慮すること。
- 五、リカレント教育・リスキリングを含む職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、高等教育段階における職業教育機関である専門学校について一層の振興を図るとともに、社会人等が専門学校をより活用しやすくなるよう、環境を整備すること。
- 六、労働生産性及び国際競争力の向上が我が国の国力の礎となることを鑑み、これに資するリカレント教育等にかかる経済的負担を軽減する措置を検討すること。
- 七、成長が見込まれる分野や人材不足が深刻な分野における専門人材の育成・確保を促進するため、専修学校における教育カリキュラムの充実や専門性のある教員の配置等に努めるとともに、産業界と連携した取組を一層進めること。
- 八、今般法定化される「専門士」の称号に加え、「短期大学士」・「準学士」等の一定の学修成果を示す学位・称号について、国内及び国際的な通用性と評価を向上させるため、周知・広報等適切な施策に努めること。
- 九、専門学校の国際化を進め、外国人留学生の戦略的な受入れのための体制整備を進め

ること。

十、学校評価に関するガイドラインの見直しや説明会の開催等を通じ、専門学校における自己点検評価の確実な実施や外部の識見を有する者による評価の推進を図ること。また、専門学校に対し、評価結果や教育活動等に関する情報の積極的な公開を促すこと。

右決議する。